

第4号様式（第10条関係）

会 議 録（要 旨）

会 議 名	自立支援協議会準備会
開 催 日 時	平成22年 4月21日（水）午後2時30分 ～4時00分
開 催 場 所	市民総合センターボランティアセンター会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：障害福祉課長 登坂、同課主査 福永、古川委員、薦田委員、高橋委員、永山委員、君島委員 欠席者：なし
議 題	議題1 前回会議録の確認について 議題2 協議会委員の選考について 議題3 協議会委員の謝礼について 議題4 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	<p>議題1について：</p> <p>前回会議録における文言等、即ち委員として、社会福祉協議会からの参加を求める点を再確認し、議事録を修正した。</p> <p>議題2について：</p> <p>前回の会議結果を踏まえて作成された事務局案を精査し、自立支援協議会のメンバーを以下のとおりとする。</p> <p>保健医療関係者は東京小児療育病院の医師及び保健所職員とする。</p> <p>教育関係者は村山特別支援学校の職員とする。</p> <p>行政関係者は民生・児童委員とする。</p> <p>社会福祉協議会関係者は、社会福祉協議会職員とする。</p> <p>障害当事者関係者は身体障害者団体、知的障害者団体、精神障害者団体の関係者とする。</p> <p>障害事業者関係者は指定相談支援事業所は市で委託している2か所の事業所とする。指定障害福祉サービス事業所は居宅系サービスについては市内の事業所、居住系サービスについては社会福祉法人あすのはの会、就労系サービスについては社会福祉法人あかつきコロニーとした。</p> <p>雇用関係者は社団法人武蔵村山市商工会及び市内で障害者雇用に積極的な事業所の関係者とした。ただし、市内事業所の協力を得られない場合には就労支援センターの関係者とした。</p> <p>学識者は、元都教育庁職員とし、委員長を依頼する。</p> <p>市民、公募委員は定員の25%を満たす人数を確保することを前提に公募とし、小論文による選考とした。</p> <p>議題3について：</p>

	<p>全体会の委員にのみ、「謝礼」として対価を支払うが、この額は武蔵村山市非常勤特別職の職員の報酬額に準じたものとし、他市の対価の額を考慮しつつ、事務局が妥当な額を設定する。</p> <p>議題4について 特になし</p>
<p>審議経過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)</p>	<p>議題2 協議会構成委員の選考について (議長) それでは、次第2、協議会委員の選考についてを御検討いただきます。内容につきましては事務局が説明いたします。</p> <p>(事務局) それでは、協議会委員の選考についてを御説明します。資料1-1をご覧ください。</p> <p>前回の会議にて、武蔵村山市自立支援協議会委員の構成は、他市の自立支援協議会の委員構成を参考として、保健医療関係者、教育関係者、行政関係者、障害当事者関係者、障害事業者関係者、雇用関係者、学識者、市民・公募委員とすることとされました。また、本市の行政改革大綱等により、このような協議の場においては、女性の推薦を極力求めることとされているため、その点にも留意しつつ募集を募る必要があります。</p> <p>それでは、前回会議の結果を踏まえて事務局案を作成いたしましたので御説明いたします。</p> <p>まず、保健医療関係者については、障害児を受け入れている病院と医師会の推薦という点を踏まえ、東京小児療育病院の医師から1人の推薦を、また、武蔵村山市医師会からも1人推薦をいただき、合計2名の医師に参加を依頼することといたしました。</p> <p>次に、教育関係者につきましては村山特別支援学校及び羽村特別支援学校から、各1名ずつの推薦を依頼することといたしました。</p> <p>行政関係者につきましては、公共職業安定所及び民生・児童委員協議会に各1名の推薦を依頼することとしました。</p> <p>また、障害当事者関係者につきましては、身体障害者、知的障害者、精神障害者の当事者団体から原則1人ずつ、計3名の参加を依頼しますが、これを超えることも可とすることとしました。理由としては、具体的にはそれぞれの障害分野に属する各団体に推薦を依頼しますが、参加希望が多い場合、各障害分野において1人とする調整が難航することが予想されます。その場合には無理に調整せず、推薦を受け入れることとした方が活発な意見交換が期待できると考えられるためです。なお、(4)の表が昨年</p>

10月現在の障害者団体内訳です。

障害事業者関係者につきましては、指定相談支援事業所及び指定障害福祉サービス事業所へ参加を依頼します。指定相談支援事業所は市が委託している2つの事業所とし、指定障害福祉サービス事業所はそれぞれ居宅系（日中活動系訪問）サービス事業者、居住系（GH・CH・入所施設）サービス事業者、日中活動系就労支援サービス事業者からそれぞれ1名ずつ参加を依頼するものです。

雇用関係者につきましては、社団法人武蔵村山市商工会、社団法人東京都宅地建物取引業協会立川支部及び障害者の雇用に熱意を持つ市内の事業所に各1人の推薦を依頼するものです。

学識者につきましては、本市の第2期障害福祉計画を作成する際に設置された懇談会の座長を務めた方が、障害者・児施策に対して造詣が深いため、この方に参加いただきたいと考えております。

最後に市民（公募委員）ですが、これら（1）～（7）の合計は18名であります。武蔵村山市附属機関等における公募委員に関する指針では、公募委員の比率が25%とされているため、この比率によると5～6名の参加が必要となります。市報、HPによる募集を行い確保する予定であり、選考方法は小論文とします。

以上をまとめましたものが、資料の表であります。

なお、これらの選考に当たり留意した点としましては、障害事業者関係者については、本市の指定相談支援事業所2か所としました。特に障害者地域自立生活支援センターは社会福祉協議会により運営されているため、社協としての立場を活かした参加も意図しております。

指定障害福祉サービス事業者については前述のとおり、居宅系、居住系、就労系と3つの分野から候補を選出しました。居宅系サービス事業所としては障害者の在宅福祉サービスを実施している事業者のうち、規模の大きいところを候補とすべきと考えています。居住系サービス事業所については、市内の入所施設である福生第二学園、就労系サービス事業所としては本市でも規模の大きいあかつきコロニーを候補としました。以上です。

（議長）

事務局からの説明は以上です。何か御意見はありますか。

前回の会議では、障害当事者関係者は3障害の当事者団体の中から1人ずつということでありましたが、それぞれの団体に参加の案内を送付する予定であります。1人ずつに調整できない場合には、無理な調整は行わない予定です。障害事業者関係者については居宅系、居住系、就労系の3事業所の参加を案としたものです。これらのカテゴリーの精査をお願いいたします。

(委員)

障害当事者関係者は最大8名となる。バランスとしては多くなってしまいが大丈夫なのか。

(委員)

例えば聴覚障害者には手話通訳者が必要になる。視覚障害者にもそれなりの配慮が必要である。資料や協議会の進行に気を使う必要がある。

(議長)

事務局としても、協議会の委員に就任した障害者に対しては、会議においてできる限り必要な支援を行うつもりです。

(委員)

保健医療関係者のカテゴリーについてであるが、他市の自立支援協議会のメンバーを確認したところ、多数の自治体で保健所職員が含まれている。武蔵村山市も含めたほうが良いと思う。また、この案では協議会委員の人数がかなり多くなってしまふ。他市では概ね15人である。運用が難しくなるのでは。

(委員)

確かに、人数が多い。意見集約がしにくくなるおそれがある。

(議長)

この案は、最大公約数であり、考えうる範囲で最大規模のメンバーとなっております。精査を進めることにより人数の絞り込みは可能です。また、御意見のあった保健医療関係者のカテゴリーの中の保健所関係者の参加についてはいかがですか。

(委員)

保健所職員が担当されている事例検討等が、協議会の中で参考になると思う。ぜひ参加いただきたい。

(議長)

では、御参加いただくということによろしいですか。

(委員)

異議なし。

(委員)

代わりに、医師は 2 名必要であろうか。東京小児療育病院か医師会からの推薦か、どちらかにしたらどうか。

(議長)

東京小児療育病院は、障害者、障害児を専門とした医療機関であるため、委員として大きな力となっていただけたらと思います、候補といたしました。

(委員)

地域の障害者のための医療機関として、東京小児療育病院には参加いただきたいと思う。

(委員)

武蔵村山市の医師会長の専門分野は。

(議長)

眼科である。

(委員)

医師会からの推薦とした場合、必ずしも障害者、障害児の医療に関係のある医師が参加されるとは限らないと思う。もしそのような方が参加されることとなった場合、協議内容に困惑されるのではないだろうか。そのように考えると東京小児療育病院の医師に参加を依頼する方がより良いと思う。

(議長)

それでは、保健医療機関関係者については保健所職員に参加いただき、医師については 1 名とし、東京小児療育病院に依頼するというところでよろしいですか。

(委員)

異議なし。

(議長)

それでは、教育関係者ですが、身体障害者については村山特別支援学校、知的障害者については羽村特別支援学校がよいと考え、2つの特別支援学校を候補といたしました。

(委員)

地域の自立支援協議会という意味合いから、村山特別支援学校だけでよいと思う。

(議長)

では、村山特別支援学校だけを候補とするということにつき、御異議ございませんか。

(委員)

異議なし。

(議長)

それでは、教育関係者は村山特別支援学校関係者 1 名といたします。次に行政関係者はいかがでしょうか。案として公共職業安定所（ハローワーク）と民生・児童委員といたしました。職安は雇用関係者という考え方もできますが、雇用関係のカテゴリーは職安関係者以外でも候補者がいる程度いるため、こちらでの位置付けといたしました。

(委員)

ハローワークは協議会委員に必要だろうか。就労支援事業所等に加わってもらった方が、実質的な議論ができると思う。

(委員)

ハローワークは就労分野ではないだろうか。どんな自治体がハローワークの協力を得ているのか。

(議長)

三鷹市、府中市、調布市です。

(委員)

三鷹市は、地域的にハローワークとのつながりが強い。そのため参加しているのだろう。

(議長)

三鷹市の自立支援協議会委員の人数もかなり多いです。

(委員)

ハローワークは、行政関係者というよりも雇用関係者としての意味合いが強いと感じる。雇用関係者のカテゴリーに含める方がよいと思う。

(議長)

それでは、公共職業安定所については雇用関係者のカテゴリーとし、後に参加の有無につき協議するというところでいかがですか。

(委員)

異議なし。

(議長)

それでは、民生・児童委員から1名というのはいかがですか。

(委員)

民生・児童委員は障害者との関わりは強いのか。

(委員)

民生・児童委員協議会の中の部会の1つに障害者部会があり、その部会員は障害者との関わりは強いので問題はないと思う。

(議長)

行政分野については、民生・児童委員から1名ということでよろしいですか。

(委員)

異議なし。

(議長)

それでは、次に社会福祉協議会関係者についてです。議題1で確認したとおり、社会福祉協議会については、1つのカテゴリーとして参加いただくことになります。これについて御意見をお願いいたします。

(委員)

現在、指定相談支援事業所は社会福祉協議会が委託を受けて運営している。指定相談支援事業所の職員が社協の代表として参加するのか、それとも指定相談支援事業所の職員は別枠とし、社会福祉協議会の職員が参加するのかという問題がある。

(議長)

それでは、社会福祉協議会としてのカテゴリーを設けることは変わりませんが、指定相談支援事業所の職員がそれを担うかどうかは、障害事業者関係者のカテゴリーで協議することはいかがでしょう。

(委員)

異議なし。

(議長)

では、障害当事者関係者についてはいかがでしょうか。先ほど事務局が申し上げたとおり、複数の当事者団体があるので全ての団体に意向を聞かなくてはなりません。もし参加希望者が多い場合には断ることが難しい状況です。

(委員)

障害当事者関係者は、最大で8名となる。この人数はかなりの数だと思う。各団体の要望が多様であることが予測され、意見集約がしにくくなるのではと懸念される。

(委員)

精神障害者の当事者団体は1団体なので、問題はないが。

(委員)

私も数が多くなると大変だと思う。当事者団体のメンバーは一定数とし、専門部会での参加を呼びかけることもできると思う。

(議長)

それでは、なるべく各障害ごとに1名の方に参加いただくように事務局で努力します。しかし調整がつかない場合には複数参加もありうるということでもよろしいですか。

(委員)

異議なし。

(議長)

それでは、障害事業者関係者についてはいかがでしょうか。指定障害福祉サービス事業所は、居宅系、居住系、就労系の各サービス事業所といたしました。居宅系につきましては、市内の支援事業所のいずれかを選定する予定ですが、まだ候補は定めておりません。居住系につきましては、市内の知的障害者入所更生施設を運営されているあすはの会に、就労系につきましては訓練等給付費の対象事業を行っているあかつきコロニーをお願いしたいと考えています。

(委員)

あすはの会は施設入所支援だけでなく、あらたま寮を運営しておりグループ

ホーム等に関するノウハウもある。適任と考えられる。

(議長)

今回、案とした事業所は社会福祉法人です。商業法人である事業所もありますが今回は社会福祉法人としました。

(委員)

就労系サービス事業所もあかつきコロニーが適任と考える。

(議長)

居宅系サービス事業所については、事務局で調整し選出することができればと考えています。これでよろしいですか。

(委員)

異議なし。

(議長)

指定相談支援事業所についてはいかがですか。

(委員)

市で委託している2つの事業所でよいと思う。

(議長)

それでは、指定相談支援事業所は市で委託している医療法人社団、円祐会の地域生活支援センターお伊勢の森、そして社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会の地域自立生活支援センターといたします。このことにより、社会福祉協議会から参加される委員は地域自立生活支援センター以外の職員ということになります。また、指定障害福祉サービス事業所は、居宅系は事務局で市内の事業所を選出する、居住系については社会福祉法人あすはの会、就労系については社会福祉法人あかつきコロニーに依頼することになります。皆様いかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(議長)

それでは、雇用関係者です。社団法人武蔵村山市商工会、社団法人東京都宅地建物取引業協会立川支部、市内事業者を候補といたしましたがいかがです

か。また、先ほど公共職業安定所もこのカテゴリーに含めることとなりました。

(委員)

宅建関係者はどうだろうか。あまり障害者施策に馴染みがないと思われる。

(委員)

ハローワークも同様である。雇用そのものに関わりはあるが障害者を対象としているかどうかと考えると、別の候補を立てる方が効果的だと思う。

(委員)

商工会と市内の事業者ということであるが、市内事業者の代わりに就労支援センターの協力を得るのはどうだろうか。

(委員)

確かに、ハローワークよりも障害者の雇用に関する情報は豊富であると思う。

(委員)

しかし、市から委託を受けて運営している就労支援事業所は、あかつきコロニーの1組織である。あかつきコロニーは指定障害福祉サービス事業所として位置付けられて参加することになっているが、同じ法人から2名の参加があってよいものかという問題がある。

(議長)

それでは、武蔵村山市商工会の参加は案どおり変わりませんが、もう1方の参加につきましては、折衷案として市内事業者で障害者を積極的に雇用している事業者から1名候補者を選出します。しかし、選出できなかった場合には就労支援センターに協力を得るということでいかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(議長)

では、学識者につきましては武蔵村山市第2期障害福祉計画策定懇談会の座長であった方元東京都教育庁職員に依頼したいと考えておりますが、いかがでしょうか。また、この方に委員長をお願いしたいと考えております。

(委員)

異議なし。

(議長)

では、最後になりますが、市民・公募委員についてです。いままでのカテゴリーをまとめますと、定員が当初の事務局案よりも減ると考えられます。しかし市の「武蔵村山市附属機関等における公募委員に関する指針」に基づき、定員の25%を確保する、そして女性の参加を依頼する、公募による選考方法はこの2点において努力し、選考方法は小論文とするということによろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(事務局)

では、事務局から最終確認をさせていただきます。

保健医療関係者は東京小児療育病院の医師及び保健所職員とします。

教育関係者は村山特別支援学校の関係職員とします。

行政関係者は民生・児童委員とします。

社会福祉協議会関係者は、社会福祉協議会職員とします。

障害当事者関係者は身体障害者団体、知的障害者団体、精神障害者団体の関係者とし、なるべく1名ずつの参加になるよう調整いたしますが、複数の参加の可能性も考えられます。

障害事業者関係者は指定相談支援事業所は市で委託している2か所の事業所とします。指定障害福祉サービス事業所は居宅系サービスについては市内の事業所、居住系サービスについては社会福祉法人あすはの会、就労系サービスについては社会福祉法人あかつきコロニーとします。

雇用関係者は社団法人武蔵村山市商工会及び市内で障害者雇用に積極的な事業所の関係者とします。ただし、市内事業所の協力を得られない場合には就労支援センターの関係者とします。

学識者は、元都教育庁職員とし、委員長を依頼する予定です。

市民、公募委員は定員の25%を満たす人数を確保することを前提に公募とし、女性の参加を得られるように努力します。また選考は小論文です。間違いないでしょうか。

(委員)

異議なし。

議題3 協議会委員の謝礼について

(議長)

それでは、議題3、協議会委員の謝礼についてを事務局より説明いたします。

(事務局)

それでは、協議会委員の謝礼についてを説明します。資料2をご覧ください。

前回の会議において、自立支援協議会は要綱で設置することと決定しましたが、このことにより、自立支援協議会委員の対価は謝礼として支払われることとなります。この額をいくりにするかが問題となります。

現在のところ、自立支援協議会委員の謝礼額をいくりにするか、特別な根拠はありません。しかし、仮に条例による設置とした場合には上記の表のように、会長に11,500円、その他の委員に11,000円が支払われることとなります。

また、参考となる15市の報酬額等の平均は約7,700円であり、これらを考慮すると、本市での支給予定額は他市の平均額よりは高額となるが、一般的な非常勤特別職の報酬額と同様に、会長は11,500円、その他の委員が11,000円とすることが適当であると考えられます。しかし、この謝礼額は予算上の問題から、財政部局等と調整して決める必要がありますので、この非常勤特別職の報酬額と各市の対価を比較しつつ、事務局が妥当な額を定めるといふことにさせていただきたいと考えております。以上です。

(議長)

事務局からの説明は以上です。何か御意見はありますか。

(委員)

異議なし。

(議長)

それでは、事務局に一任されるということとさせていただきます。次に次第4、その他についてであります何かございますか。

(委員)

特になし。

(議長)

では、本日の会議はこれまでといたします。次回の日程は5月28日(金)午後2時からの予定です。次回は最終として報告書案をまとめるとともに、要綱案を提示させていただきます。皆様お疲れ様でした。

会議の公開・ 非公開の別	■公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由  ( )
-----------------	--

傍聴者： \_\_\_\_\_ 〇人

会議録の開示・ 非開示の別	■開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： _____） <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： _____）
------------------	--

庶務担当課	健康福祉部	障害福祉課（内線：642）
-------	-------	---------------

（日本工業規格A列4番）